

会議経過報告

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会
日 時 平成22年3月24日(水) 午前10時～午後12時25分
場 所 厚木商工会議所 3階 302号室
出席者 【構成員】 9人 厚木市3人 愛川町3人 清川村3人
【組 合】 5人 事務局職員

【会議概要】

- 1 開 会 事務局次長
- 2 あいさつ 会 長
- 3 案 件

(1) 平成21年度組合事業の執行状況について【資料1】

- 事務局から資料1により説明。

【質疑等】

委 員) 平成22年の1月から2月にかけて最終処分場施設整備基本計画に対するパブリックコメントの実施をされていると思いますが、これは事業関係あたりの項目に入ってくるのではないかと思いますのでどうでしょうか。

事務局) これにつきましては、基本計画を作成するための皆さんの御意見を聞いているということで、事業として入れておりません。それをもとに調整するところは調整しまして、どういう意見が出たとかそういったものは出す予定であります。

委 員) 小さなことなのですが、3ページの情報提供関係の3月28日のこれから発行を予定している広報紙発行部数ですけど、減少の予定は1,000部ですか。減少の要因は人口や世帯数の異動ですか。

事務局) 折込業者の方で定期的に調査をされていまして、その中で今回については部数を少し減らして大丈夫だということで、減らしております。販売所が廃止になったり、新聞を購読する人が減ったりこういうことがあるのかもしれませんが。

議 長) 新聞業者の数字に基づいて減らしていくということですか。

事務局) そうです。

委 員) 関連して広報紙の件ですが、例えば一度に91,300部発行するということですが、基本的にはどのぐらいの金額になっているのでしょうか。

事務局) 金額的には年間で200何万ぐらいです。

委 員) そうすると3回分まとめてということですね。

事務局) そうですね。3回分まとめてということです。200数十万円です。単価としまして折込みが1枚4.49円で作成が3.62円です。

委 員) 3月28日の広報紙の件ですが、最近では新聞を取ってしていない人が増えているらしいですが、新聞を取ってない人にはこの広報紙は配布されない訳ですよ。広報紙には組合の事業の大事なことが載っていますが、新聞を取ってない人達にはどういうふうに周知されていくのでしょうか。

事務局) まず三市町村の公共施設に置かさせていただいております。その他に組合ホームページに掲載さ

せていただいております。公共施設で約 1,500 部ぐらい作成しております、お近くの公共施設で見れるような形になっております。

議長) 折込みと発行部数の差が公共施設に置いてあると解釈すればいいですね。

委員) 私も自治会関係の役員をやらしていただいているのですが、役所で新聞を取りなさいというとは言えないと思います。それともう一つこの時期になってホームページに載っていると皆さん言いますが、アナログの人もいますので声高らかに言うのは非常に不愉快と改めて思いました。

事務局) あと紙ベースでも出しております。

委員) やはり情報提供の問題ですが、多くの人に組合事業を知ってもらうために新聞折込みやホームページも結構なのですが、私もパソコンを全然操作できないので、新聞は取ってますが見て内容もいいと思いますので、例えばよくコンビニにフリーペーパーなどが置いてあるラックがありますよね。そういうところに可能かどうか分かりませんが、若い人からお年寄りまでコンビニを利用する人は多いので、そういうところに置けたらいいといつも思っております。

事務局) いろいろな方法について今後検討させていただきたいと思います。

議長) 私も自治会の役員をやっております非常に書類が多くなりまして、大変です。

委員) 私もホームページなどは全然駄目なのですが、ですから先ほどおっしゃられました御意見に同感いたします。ただ公共施設に置いてありますからと言っても補足が十分だということはないと思います。だから情報提供をもう一度考えることが必要であるという点で同感です。あと自治会回覧形式ですね。これはまったく逆で見ないで次の人に回してしまうというか、回さないで滞ってしまう問題もあるのですけど、でも公共施設にも行かない人は行かないので回覧もいいと思いました。ホームページも検索して見ることができない人もいます。そうすると回覧というのは地道ではあるが、大切なことだと思うと、情報提供は御意見があったように考えるといいと思いました。

議長) 私は自治会長をやっている以上思うところがありまして、回覧はいいと思いますけど、その回覧を回す時期というのが非常にポイントになる訳です。というのは回覧が 15 部とかあった時にはおそらく軽く目を通して終わりなんです。ところが、1 枚とか 2 枚の時の回覧というのは皆さんじっくり見ると思いますよ。大体 1 年間取るといつ頃が多いか分かるのですよ。だから月 2 回出ていますので少ない時を見計らって、出すと効果があるのではないかと、皆さん目を通していただけるのではないかと、なかなか難しい話なのですが、これは公民館などで情報を得れば分かると思います。

委員) 私は見る見ないの次元ではないと思います。やはりそれは何かあった時に組合が困ると思うのです。新聞を取っていない人やパソコンを持っていない人の情報提供は私は持っていないと言われていたら立つ瀬がない訳ではないですか。だったら私なんかは文句を言われるのが嫌いだから、今まで回した回覧は全部取っているのです。何か文句があった時にこういうのを回しましたよと言われれば見ない方が悪いという結論付けになると思う。見る見ないというのは見る側の問題ですよ。提供する側と見る側ではまったく逆なんですもの。

委員) 先ほどコンビニという話があったのですが、私は厚木によく来るのですが、広報あつぎは愛川町に住んでいますので、手元には届かなくてコンビニなどでいただくのですが、先日は病院にありまして、手にとって見せていただいたのですが、コンビニや病院などにあれば広くいろいろな

方に見ていただくチャンスがあると思います。新聞の折込みも意外と広告などで一緒で見過ごしてしまうことがあります。あらゆる場面で目に留まるようなチャンスがあれば知らない方が多くて前回は折りにこういう話をするのですが、皆さんも生活の中では知らないで過ぎてしまうということが多いようなので、できればなるべく皆さん目に留まるような場所に置いていただければありがたいと思います。

議 長) これは今結論を出そうという訳ではないのですが、折込みを止めて回覧にしたらどういうふうに違ってくるかというデータはありますか。

事務局) それは出しておりません。

議 長) 皆さんからこういった意見が出ておりますので、その辺は検討していく必要があると思います。

委 員) 金額的にはたいした金額ではないのですよ。それより徹底した方がいいような気がしますけど。

事務局) 回覧の場合は逆に自治会に加入していない世帯があります。

議 長) それは他のものでも同じなのですが、同じ問題が出てきています。結局は公共施設に置くなどそれは変えないで、新聞折込みを回覧で回すというふうに切り替えた方がいいのかなあという考え方もありますよね。

委 員) それは我々がどうのこうのというよりこういう問題は自分達でよく考えなければいけないと思います。

委 員) この件に関して私は新聞を取っていますし、折込みで配布されるというのは捨てがたいと思っております。今たまたま懇話会の委員をやっております、回覧だと個人のものになりませんから、回覧が回ってきて見てすぐに次に回してしまいますよね。手元に残りません。なかなかこれだけの情報を覚えているということも大変なので、私は今まで配布されたものは全部取ってファイルしてまして、手元に昨年発行された6月号や10月号もありますけど、これを先ほどの説明を聞きながら改めて見ますと、こういうことが言われているのだと見直しができるのです。ただそういう意味ではもし将来折込みがなくなって、回覧になった場合には公共施設に取りに行って、自分のものは確保したいという気持はあります。だから結論的に言えば新聞折込みも捨てがたい、個人的に言えばぜひ続けてほしいと思います。

委 員) 両方やれば良いと思います。新聞を取っていない人達の対応をどうするのかということですがそれについては回覧を回したらどうですかということ、それでも自治会に加入していない人はどうするのですかという意見が出てきましたので、その人達のことを事務局は考えていただきたい。もともと最終処分場のことは重要なので、徹底的にPRすることが必要であるから新聞折込みを止めたら大変なことになる。

事務局) 平成18年に開催された懇話会で広報紙などに折込みはできないかということで、御意見をいただきまして、その時に検討した経過があります。要は愛川町の広報は自治会ではなくて新聞折込だと思っております。厚木市の場合は広報と一緒に自治会で配布するということです。そういう違いがありますので、全部一律に広報に折込みという訳にはいかないのかなあところもありました。その時に自治会の加入率を調べているのですが、厚木市の場合70%ぐらいでした。自治会に依頼するのにかかる費用とそれぞれの自治会に配布する業務ですね。そういうのを委託でやらなければいけない。そういった業務があるのですが、そういったものを合わせると割高になるというのが検討結果です。

委 員) 厚木市の場合は業者に委託して配布しているのですか。

事務局) 業者にそれぞれの自治会に配布してもらいます。

委 員) 自治会長のところにですか。

議 長) 自治会長に配る地域もあるし、組長さんに配るところもあります。それは自治会長が決めます。

委 員) 厚木市の場合広報は宅配ですか。もしくは自治会長か今言われた組長さんということですか。

事務局) 自治会長さんや組長さんにお配りして自治会さんの方で配布していただいております。

副議長) 今、愛川町の話が出ましたが、加入率は非常に上がりづらいのです。特に老人ホームなんかあると一人一人が1件という形になってしまうので、それとアパートでも何十人も入居しているのに一人だけ入会しているとかそういうところは加入率が下がってくる訳です。多い地区は80%ぐらいのところもあるのですが、特にアパートが多いところではどんどん下がってしまいます。そういう面では地域の入会率に差が出てきてしまいます。先ほど言われた広報紙は愛川町では新聞折込、その中間にお茶の間通信というを出しているのですが、それは自治会で全部配ると、二つのやり方をしているのです。ですから広報紙については組合と同じ新聞折込でその他としてコンビニや公共施設などに置いています。

委 員) 100%というのは難しいと思いますが、不特定多数の人に周知徹底を図るためにはやはり最善の努力を考えていかないと足元を救われてもしょうがないのではないかとこの気持はします。我々が心配していることを事務局でそんなことはいよいよということであれば今の方法でもいいということです。

委 員) 私も先ほど委員さんが言われたように毎回意見でも申し上げたことがあるのですが、広報はとも内容が私なんかのレベルからするととても分かりやすく、理解できるかなと、難しいことも易しく載せている傾向があるような気がしていつも参考にさせてもらっているのです。あといろいろな参考意見や情報をもっと考えたらいいのではないかと、多くの人にこの状況をよく知ってもらうことは大切なことですので。この市町村の連絡調整会議があるようですが、今日の状況を早速市町村によってやり方も違うようですので、その中で今日の意見を踏まえて情報をどのようにしたらいいかというのをもう一度検討していただけたらと思っています。

事務局) いろいろ検討したいと思います。

委 員) 情報提供関係でエコスタディがありますが、去年は新日本製鐵君津に行かれたということで、これは一般募集されたと思うのですが、私も気が付かなくて残念なことをしたと思いました。知ってれば行ったかったのが今の気持なのですが、これはどういう形で募集をかけられたか、つまり一般に周知されたのかお聞かせください。

事務局) まず構成市町村の広報紙で募集をかけました。併せて組合広報紙の6月号で募集をかけさせていただきました。

(2) 最終処分場施設整備基本計画について【資料2】

○ 事務局から資料2により説明。

【質疑等】

委 員) 県道から最終処分場に入るところの搬入道路の幅が7mということですが、この地図でいう北側に白に色づけされた道路がありますが、この場所から札掛に抜ける林道だと思のですが、この道路と新しく造る搬入道路との境界というのはどうなっているのですか。何か構造物を造るとかあるいは同じ平面でどちらにでも行けるようにすると今計画としてはどのようになっている

のですか。

事務局) 計画としましては、基本的に林道は使用される方が限られています。この森林道路をどう位置付けるかという検討の中では、林道は林道、施設に入る道は施設に入る道で独立した施設として考えておりますので、あとゲートがございまして林道はこの図面でいう全幅進入道路、全幅幅員7mという緑で示した進入道路の幅員を示しているところ、ちょうどそこにゲートがございまして、基本的に高さは違いますので、平面的には一緒になりませんので、ですからのり面になると思います。歩いて入れる状態になりますけど、基本的には林道へは車は入れない状態にすると、こちらの進入路については入り口で不法投棄対策ですとか、そういった形でその辺のゲートをどうするかはこの計画では考えておりません。ただ地形上は車は入れないようにできるのですが、人は横から入れるような形で今の現況もそうですけどそうなるってはいらないと思います。

委員) 分かりました。かなり前に造られたこの林道で、できた当時はもちろん山の木を運び出すという目的で造られたと思いますが、一般の人達も自由に車で入れたということで私もここから車で入って札掛まで抜けたことがあるのですが、単に楽しむだけならいいと思ったのですが、その後不法投棄が問題になってあっちこっちでゲートが造られたという経緯があるのです。今回施設を造るに当たりましてこの搬入道路から回って林道を不法投棄されてはまずいので、気を付けてこの搬入道路を造っていただきたいと思います。

議長) 今の質問に続いて林道の入口は両方とも同じ高さだと思うのですが、奥に入ればこの図面によると林道の方が高いのですか。

事務局) そうですね。林道の方が高いです。

議長) 搬入道路と林道が分かれるところの高さの違いはどのぐらいですか。

委員) 私が聞いている範囲では入口はほとんど同じ高さですが、中に入れば林道は上に登っていますし、搬入道路は平らにいくと思います。

事務局) 搬入道路も10%程度でありますけど勾配は付きます。

委員) 林道の勾配と搬入道路の勾配は違うではないですか。

事務局) 林道は急な勾配です。

事務局) 林道の勾配は中に入れば除々に付いていくし、搬入道路は左側に図のとおり曲がっていくのだけれど、林道は急に右側に登っていく感じになります。

事務局) 今言われた高さですけど、図だと小さくて申し訳ないのですが、県道と入口とのところ、緑色に塗られていますけど、標高は202mになっております。それから緑色のところをずっと上がっていき、青い道路とぶつかる場所があります。ここが216.2mということで高低差が14.2m、それと林道のところのカーブを少し過ぎたところが215.4mですからちょうど登りきったところと1mぐらいの差ができるという形になります。ですから県道のところでは同じ高さですけど、林道の方が高いという形になります。ですから段差はできてしまいます。

委員) 私は中身がよく分かっていますからあまり質問するのは悪い気がするのですが、今の段差の問題があるのだけれど、地元から条件付きで承諾が得られていると思いますが、ところがもっと細部にわたっているところがあり、当然地元の問題も含めて本契約というものがあるのでしょうか。そのことの方が逆に大きいのだと思います。それには私はいろいろなことが発生してくるのだと思うのだけれど、特にものすごい大きな工事やプロジェクトですよ。その時に工事をどうするかということで一番我々が携わっているところで問題点は地元の問題をどうするかということで

す。建築を含めて後の管理をどうするのか、それが本契約をする際に残っているのだけれど、なかなか計画上は簡単にできるけど、これをやるためにはどんなふうにするのか、入札などやるのだけれどその辺のことがいろいろな会議に出てても、全然見えてきません。綺麗なことばかり言っている訳です。ある時は清川村の問題、ある時は厚木市の問題、組合は分かりませんが、守秘義務があってどうのこうのとそういうことばかりです。最終的には組合が携わっていかなくては行けない訳でしょ。その中で本当に前が見えないというか、基本計画を見て今の説明を聞いていても私は唖然としてしまっています。だから地元対策など組合としてまだ最終処分場が決まった訳ではないのです。決まったと言われるのであればもっと組合として地元の対策をどうするのかというようなそんな考え方を聞かせてほしい。

事務局) それにつきましては、地元の会とも話し合いをしなければなりません。それから清川村とも話し合いをしなければなりません。それは昨年から周辺の関係につきまして何度も調整しております。しかし、まだ調整が確定ではありません。それから皆さんは承知されていると思いますけど、清川村の方で周辺の関係については、振興計画という委託を出しておられます。その委託が5月や6月には完成ということも聞いております。地元の要望を含めた中でどうしていこうとこのありますので、それにつきましては清川村で整理した段階で地元と組合で調整して行ってそれから整備計画を立てていくという形で考えております。決して組合が独断で進めていくということではありません。それは昨年から調整してございまして今後地元と進めていく予定でございまして。

議 長) 先ほど委員がおっしゃられたことは、まだ地元で相当話し合いがなされなければ進められない問題がありそうですね。

議 長) 先ほどの説明の中で地震関係の強度というのが、聞き漏らしたのかもしれないんですけど、出ていなかった気がしたのですが、いかがですか。

事務局) 地震関係で一番メインとなる貯留構造物の躯体につきましては、採用技術検討委員会というところで実際に検討している中では、全国都市清掃会議から先生を2名派遣していただいて4回の検討委員会を開催してございまして、その中では建物自体は貯留構造物は重要構造物という位置付けにありますので一番耐震設計の基準としては高い震度6強それから安全率ですとか、そうした耐震設計を考慮しますんで、基準としては最高水準の耐震設計になる計画になると思います。

委 員) 今日はそのことを聞こうと思ったのですが、この辺ですと関東大震災があるし、最近ではチリの地震がありましたけど、あの地震の震度はいくつぐらいで、もしこの地域で同じ程度の地震が発生した時は大丈夫と考えてよろしいでしょうか。

事務局) 検討委員会の先生が言っていたのは阪神大震災ですかあの時は震度6強、部分的には7あったと言われてますが、あのクラスの地震でも大丈夫だということでした。

委 員) 地元の人も耐震のことが頭の片隅にあるのではないかと。

委 員) その辺のことは出ました。ただ問題は被覆型で水があまり出ないということがあるということ事務局の説明の中でありました。とにかく国の基準に沿ってその時の最高のものを造ってくださーいというのが地元の願いであります。

議 長) このモニタリングの深さが出ていなかったようなのですが、どのぐらいですか。

事務局) モニタリングの深さは規定はございませんが、考え方としては貯留構造物の下を流れている地下水の流れを把握して、その上流と下流にモニタリング設備を設置しまして、上流というのは廃棄物に汚染されていないだろうという解釈で下流というのは、地下水が廃棄物の下を通って万

漏れていた場合は汚染されるだろうという考えのもとに上流と下流に設置しますので、設置基準だと2箇所以上ということですので具体的に何箇所というのは決めていないのですが、最低でも2箇所、上と下に付けて維持管理基準にあります定期的に何回という頻度がありますのでそういった測定はしていく考えです。

議 長) 今までの説明で構造物はこういう形でいこうとか固まっているいるようにお聞きしたのですが、構造物を造る前に地層検査などはなさっていないのですか。

事務局) 平成18年度に概略ではございますが、5箇所の地質調査を行っております。その中でも地下水の流行や流速の調査も行っております。

議 長) 分かりました。

委 員) 去年の11月に事業懇話会としての施設見学にも参加させていただきました。それを念頭に入れながら先ほどの説明を聞かせていただいたのですが、随分規模が違うという気がしまして、行った時も始めてあのような設備を見させていただいたのですが、先入観なしに行っても規模が少し小さいという気がしたのですが、それに対して今回計画している最終処分場は大きいし、最新の設備ということですが、過去の広報紙を見ると長野県山形村には見学されているようですし、委員さんは地元ですから組合とは別に地元で何回か行ってられるとお聞きしましてももう少し計画されている最終処分場に近いような規模の施設を見学の方がより参考になるのではないかと思います。一方で去年の11月30日に議員が千葉県に最終処分場の見学に行かれていたということなので、こちらの方が規模が大きいような気がするのですが、その辺のところはいかがですか。

事務局) クローズドシステム型の処分場は全国で約50箇所程度しかございませんので、今できている箇所というのは一番近いのは長野県山形村と千葉県の伊地山第二処分場、関東圏内ではこの2箇所程度しか完成しているものはありません。あとは新潟県にある処分場になってしまいます。規模としては千葉県の伊地山第二処分場が92,000㎡で組合の約1.5倍です。規模としては水処理施設も大きいですし、少しタイプは違うのですが、一層ではなく6分割されているタイプなのですが、規模としては我々が考えている施設に近いです。長野県山形村の施設は小さいということです。

委 員) 私も行かせてもらいましたが、長野県山形村の施設は小さいと思います。やはり規模的に参考にするのであれば宮崎県にある施設が参考になると思います。規模的には同じぐらいですよね。

事務局) 宮崎県の施設は77,000㎡であると思います。ほぼ同じです。

委 員) 予算の問題もあると思いますのであまり言えませんが少し物足りなかつたです。

委 員) 委員の理解が今はあれはどうでしょうかと山形村のサックスBBとあとまだそうではない近いものを清川村に造りますということでスライドなどでも私達委員に見せていただけたらもっと理解が深まると思います。私はサックスBBだけしか見ていないので、どうかなあと思ひまして厚木愛甲の広域化で造る最終処分場かなあと思ったら理解するにはもう一つの何か参考資料、そこに行かなくてもより理解が深まると思います。現地に行かなくてもそういう形で理解して私達が反対してしまったら地元はもっと不安になってしまうと思います。

委 員) 今言われた通りで手元にある資料にも宮崎の写真が載っているのではないかと。

委 員) 27ページは宮崎なんですけど中身は三市町村の入ってくるものと比較すればまだまだ安全なものが入ってくることの説明がされていますが、そうではなくて、28年度に前倒しになった時点で多少こういうふうに変りますよということになった、それでも皆さんも大丈夫かというぐらいの

気持ちですからでもこれを見てかなりの人が大丈夫だと思うのです。やはりこれは皆さんが不安を抱いて、委員が大丈夫かと出てしまうと大変かなあとと思います。

委員) 愛川町に以前にあった最終処分場に以前に見学に行ったことがあるのですが、それは古い施設で燃え滓を私が見に行った時にはそこに捨ててたのですね。その処分場の水の処理はどうなっていたかというと、それは自然に穴を掘ってそこに置いていただけなのです。その後でできた施設に関しては遮水シートを敷くとか法律できまりがあったので、法律以後にできたものに関しては遮水シートがあるということで日の出町の方に見に行ったことがあるのですが、その時は屋根がない最終処分場なので大丈夫なんかなと思いました。愛川町の方は私が見に行った時には雨水などもそのまま野ざらしでただ掘ったところに埋めていくという方式で大丈夫かなあと、ダイオキシンなどで騒がれ始めましたのでもうそこには捨てないということになって愛川町の燃え滓は別の行政体をお願いするという形になりました。そこから見ればサンクス BB は建物の中だし、遮水シートがあって水の処理も一応してあるということで考えられた施設であると思います。今愛川町の最終処分場が野ざらしになっており怖いと思うのですが、水の問題なんかでも下流の人は水の色が違ふとか、それは一般住民の話なのできっちりしたものではないのですが、当然心配はあると思うのです。今ほどいろいろ検査していなかった時期の処分場は愛川町にあってその汚染は地下水などを調査していることにはなっていて、安全ということにはなっていると思うのですが、私もそういったものを見て建物を見ると立派になったと思うし、更に清川村では先進の技術を取り入れてということなので本当に環境の問題は皆で引き受ける問題だし、清川村は上流ですし、それは全部しみ込んできたものはまた雨となって私達に降り注ぐ問題なので決して他人事ではないと思います。先進の技術に期待をしたいと思います。

委員) 実は私は金田在住で環境センターを抱えている地元の住民ですが、先ほどの見返りではないのですが、それだけのリスクを負うには地元で還元ではないですけど絶対だと思います。あと施設とか環境などもそうですけど、その辺をクリアというか地元が納得するようにいろいろ取りまとめてきっちりやっていく必要があると思いました。

委員) だから例えばの話で迷惑施設がきて地価が下がったとかそういうのがあると思います。そういうようなことも含めて考えていただければいいなあとということは意見として出ています。

委員) 環境センターなんかもあそこに来て 23 年になり、当初の約束は一段落ということでしたが、結局は候補地も決まらず、延長せざるを得ないということで 10 年で区切っていますよね。そのリスクは大きいと思います。

委員) そういうことを抱えているということで地元で環境保全委員会というものをもって厚木市と年に 3、4 回会議を開催して報告的にこういうことをお願いしますということを出しているのです。それを履行してもらうときっちり言う委員会みたいなものはやっています。処分場なんかも見学に行っています。千葉県のイバラギというところがありますがそこを見学するのもいいと思います。

事務局) イバラギはオープン型の最終処分場です。ですから今組合で目指している形式とは違います。

委員) 厚木市でも見学に行っているのですよね。

事務局) いろいろな段階を見えています。その施設は都市部にある最終処分場でありまして、カタカナでイバラギとまさしくおっしゃる通りです。形態が少し違いますのでいろいろ比較をしたり、見学をしたりという視点からするとやはり同じような形態を辿るのですが、先ほど事務局が冒頭で申

し上げたように県内に一箇所もございませんし、近くのところ、それから日程的な問題もあって先ほどの議論がありましたが、形態が違いますので、こういうものがありますということはいいかもしれないですけど。

(3) その他

- 事業懇話会委員報酬について質疑があった。

4 閉 会 副会長